

り災証明書の交付に関する注意事項

1 交付受付時間

平日の午前8時30分から午後4時30分までの間にお越しください。
(土曜、日曜、祭日は発行できません。)り災証明書の交付にはお時間が掛かる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

2 交付場所

中津市消防本部中津市消防署 (中津市大字上宮永364番地)

3 交付対象者

- ・り災者本人 (り災した対象物の所有者、管理者、占有者、担保権者、保険受取人等)
- ・代理人 (り災者本人の配偶者、同居親族及び血族二親等以外の場合、委任状が必要になります。)
- ・法人 (当該法人等に所属している証 (社員証等) の確認を行います。)

4 交付に関する注意点

- ・原則として、申請の際に本人又は代理人自身であることを証明できる証 (運転免許証等) と印鑑が必要となりますので持参してください。
- ・申請に来署する際は、事前に中津市消防署警防係まで電話連絡をして頂くと手続きを円滑に進めることができます。
- ・代理人が申請を行う場合は、委任状を添えて申請して下さい。
(ただし、すべてではありません。)
- ・受付 (申請) 中に災害が発生した時は、証明書を発行できない場合があります。

5 り災証明書が交付できない場合

- ・申請者の本人確認 (運転免許証等) ができない場合
- ・申請者が代理人の方で、り災者の委任状をお持ちでない場合
- ・り災者が法人等で、当該法人等に所属している証 (社員証等) をお持ちでない場合
- ・り災証明書の提出先及び提出理由が判明しない場合
- ・災害出動等で、職員が不在の場合

6 り災証明書は、出火日時、出火場所、り災対象物の事実を証明するものです。不動産の滅失届け、税の減免、ゴミの処分費用の減免、保険金請求時に必要な書類となります。提出先1件につき1枚のり災証明書が必要となりますので、必要件数分の申請を行って下さい。

※り災証明書に関するお問い合わせは、中津市消防署警防係まで連絡して下さい。
(TEL0979-22-0001)